

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)・引上げ分の地方消費税交付金

372 百万円

(歳出)・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

4,601 百万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

項目	予算科目		平成27年度								
	款	項	目	決 算	特定財源				一般財源		
					国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	37,949		102		4,281	3,031	30,535	
			障害者福祉費	390,457	191,371	95,930		9,315	93,841		
			医療助成費	53,145		25,038		2,538	25,569		
			保健福祉総合支援センター費	8,759			212	772	7,775		
			地域活動支援センター費	19,529				1,763	17,766		
			子ども医療助成費	266,661	1,246	25,736	941	21,557	217,181		
	児童福祉費	児童福祉総務費	711,652	101,954	57,018		132,639	70,529	349,512		
		児童措置費	1,111,625	772,819	169,403			15,297	154,106		
		児童福祉施設費	5					1	4		
		保育所費	368,815			83,163	48,573	237,079			
		障害児福祉費	122,346	52,497	26,248		3,937	39,664			
	老人福祉費	老人福祉費	41,559		1,621		7	3,606	36,325		
		福祉健康センター費	8,900			897	723	7,280			
	労働費	労働諸費	労働諸費	16,000				1,445	14,555		
教育費	小学校費	小学校教育振興費	12,336	622	1,229		947	9,538			
		中学校費	12,195	300	1,797		912	9,186			
		幼稚園費	175,727	40,151		9,058	11,424	115,094			
小計①			3,357,660	1,160,960	404,122		231,198	196,370	1,365,010		
社会保険	民生費	社会福祉費	国民健康保険事業費	223,043	29,487	96,925		20,873	75,758		
			老人福祉費	老人福祉費	299,403	1,814	909		64,087	232,593	
				後期高齢者医療制度費	280,940		36,390	2,220	52,347	189,983	
小計②			803,386	31,301	134,224		2,220	137,307	498,334		
保健衛生	民生費	老人福祉費	福祉健康センター費	6,977				630	6,347		
			衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	24,486		83		2,203	22,200
					予防費	173,052		2,448	14,812	14,068	141,724
	母子保健費	177,712			893	893	24	15,883	160,019		
教育費	教育総務費	事務局費	90				8	82			
小計③			382,317	893	3,424		14,836	32,792	330,372		
その他④ (地方公務員共済組合法に基づく、基礎年金拠出金及び育児休業手当金)			57,714					5,211	52,503		
合計 ①+②+③+④			4,601,077	1,193,154	541,770		248,254	371,680	2,246,219		

※ この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、『消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする』とされているため、その経費を明示したものである。

※ 『社会保障の充実分』に充当した以外の引き上げ分は『社会保障の安定化分』として各経費にあん分して充当している。